

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、平成26年6月23日付け26原第128号で行った「平成25年2月21日付け復命書（被災者支援に関する資源エネ庁、厚労省との打合せ）」外16件の公文書（以下「対象公文書」という。）を一部開示とした決定について、当審査会は次のように判断する。

- 1 別表1に掲げる「実施機関不開示部分」については、同表「審査会の判断」のとおりにすべきである。
- 2 別表2に掲げる部分については、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は平成26年5月8日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「応急仮設住宅（民間賃貸借り上げも含む）に関する国との話し合い内容を記した打ち合わせ記録簿、復命書、やり取りの際の参照資料まで協議内容と結果の分かる記録一切。※平成25年1月以降」という内容の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 これに対して実施機関は、平成26年6月23日付けで、本件開示請求に対応する公文書として平成25年9月27日付け「災害救助法による救助の特別基準について」外4件の文書を特定して開示決定をするとともに、対象公文書を特定した上で、そのうち「県内自主避難者の借上住宅、借上住宅の住み替え及び今後の供与期間延長に関する内容」に関する部分は「国、県において検討・協議中の情報に該当し、開示することにより、今後の自由かつ率直な意見の交換、意思決定の中立性が損なわれるおそれ、また、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。」との理由により条例第7条第5号に該当するため、当該部分を不開示にする一部開示決定を行い、異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成26年7月22日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、平成26年8月7日付け福島県指令原第190号により異議申立人に対して補正を命じ、異議申立人は、平成26年8月27日付けで委任状及び異議申立追加書を提出したが、同月27日に異議申立人から個人として異議申立てをする旨申し出があったため、実施機関において異議申立人の適格性を確認したところ、本件処分につき異議申立てをする法律上の利益を有する者であり異議申立人の適格性を有すると判断したことから、同月7日付けで命じた補正は不要となった。
- 5 実施機関は、平成26年9月12日付け福島県指令原第257号により異議申立人に対して再度の補正を命じ、異議申立人は、同月16日付けで再度の命令に従って修正された異議申立書を提出した。
- 6 実施機関は、平成26年10月1日付け26原第284号により当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が対象公文書を一部開示とした決定を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 不開示とされた国と県との協議は1年ごとに一定の結論が出されており、条例第7条第5号に規定する不開示事由に該当しない。
- (2) 県民及び東日本大震災と福島第一原発事故に伴う県からの避難者の生活を左右する重要な情報であり、公開されるべき重要な情報である。
- (3) 条例第7条第5号については、アカウントビリティの観点から開示することの利益と開示により適正な意思決定などにもたらされる支障とを比較衡量した結果、開示することの利益を斟酌してもなお開示のもたらす支障が重大な場合にのみ不開示とすることの合理性が認められると解すべきであるが、実施機関は、公にすることによって生じる支障が不当である理由を一切説明しておらず、明らかに条例の解釈を誤っている。
- (4) 応急仮設住宅や、それに関連する避難者向け住宅の整備状況に関する福島県の方針や考え方、供与期間延長に関する情報は、避難者が生活再建の見通しを立てていくうえで不可欠な情報であり、避難者及び住民の意見を反映すべきであって、不開示とされた情報を公開しても何ら不利益は生じない。
- (5) 確定した情報のみを公開し、その決定に従わせることで「混乱を生じさせない」とする実施機関の考え方は条例の趣旨を逸脱したものである。

以上の理由から、不開示とする理由がないので処分は取り消されるべきである旨主張する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件対象処分に係る公文書を不開示とした理由は、公文書一部開示決定理由説明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

対象公文書について

- (1) 本件開示請求の対象とする公文書については、東日本大震災に係る災害救助法に基づく応急仮設住宅についての国との協議に係る復命書及び対応記録並びに発議書関係の文書を特定した。
- (2) 県内自主避難者の借上住宅及び借上住宅の住み替えに関しては、内閣府と継続して協議中であり、国、県において検討・協議中の情報に該当し、開示することにより、今後の自由かつ率直な意見の交換、意思決定の中立性が損なわれるおそれや、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、不開示とした。
- (3) 供与期間延長に関しては、未決定事項である平成28年4月以降の延長に係る内容を記載した部分があり、当該部分は国、県において検討・協議中の情報に該当し、

開示することにより、今後の自由かつ率直な意見の交換、意思決定の中立性が損なわれるおそれや、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、不開示とした。

第5 審査会の判断

1 公文書の特定について

公文書開示請求書に記載されている内容から、実施機関は第4の(1)のとおり本件開示請求の対象公文書を特定しており、このことについて異議申立人と実施機関との間に争いはないため、実施機関が行った公文書の特定に誤りはないと認められる。

2 条例第7条第5号について

(1) 条例第7条第5号の趣旨について

本号は、県の機関又は国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報を不開示とすることを定めたものである。

行政における意思決定は、審議、検討又は協議を積み重ねた上でなされるものであり、その間の内部情報のうち、その途中で公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により行政内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがある情報、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報等を不開示とするものである。

(2) 条例第7条第5号の該当性について

審査会において対象公文書を実際に見分したところ、別表2に掲げる部分及び別表1に掲げる部分のうち「審査会の判断」欄で不開示と記載した部分については、県と国の間で県内自主避難者の借上住宅及び借上住宅の住み替え並びに応急仮設住宅供与期間の延長についてまさに率直な意見の交換を行っている部分であり、国と県において相互に協議し、又は内部検討している途中の情報であると認められる。

そのため、当該情報が開示された場合には、外部からの干渉、圧力等により自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあること、またこれら審議途中の未成熟な情報が確定した情報と誤解されるおそれがあることから、条例第7条第5号に該当すると認められる。

ただし、別表1に掲げる部分のうち「審査会の判断」欄で開示と記載した部分については、実施機関が主張するようなおそれが皆無とは言えないが、前段で述べたようなおそれがあるとまでは認められなかった。

また、別表1に掲げる部分のうち「応急仮設住宅供与期間延長に関する内閣府との協議（発議書等）（平成26年5月12日）」の3枚目（裏）から4枚目までの「3 自主避難者について」の表の一部について「審査会の判断」欄で不開示と記載した部分については、戸数が僅少であることから特定の個人が識別されるおそれがあるので、条例第7条第2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため不開示とすることが適当と認められる。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

別表 1

公文書の件名	実施機関不開示部分	審査会の判断
【No. 6】 応急仮設住宅 供与期間延長に関する 内閣府との協議（対応 記録及び関係資料）（平 成25年 7 月11日）	1 枚目（裏）の下から 1 行 目～ 7 行目並びに 2 枚目及 び 3 枚目	開示
【No. 7】 応急仮設住宅 供与期間延長に関する 内閣府との協議（発議 書及び関係資料）（平成 25年 9 月 3 日）	3 枚目～ 7 枚目	開示
【No. 16】 応急仮設住宅 供与期間延長に関する 内閣府との協議（復命 書）（平成26年 5 月 9 日）	2 枚目の県の発言要旨の 5 番目	開示
【No. 17】 応急仮設住宅 供与期間延長に関する 内閣府との協議（発議 書及び関係資料）（平成 26年 5 月12日）	3 枚目の 1 (1)の表の下 2 行	1 行目23文字目から40文 字目まで及び 2 行目 1 文 字目から 8 文字目までは 不開示。その他の部分は 開示。
	3 枚目の 1 (2)の点線の枠内 中 3 つ目の「・」の部分全 体	開示
	3 枚目（裏）～ 4 枚目の 「3 自主避難者について」	表中の「避難戸数」又は 「うち県外避難戸数」の 欄に記載されている戸数 のいずれかが 1 桁である 市町村については、市町 村名、避難戸数及び県外 避難戸数を不開示。その 他の部分は開示。

	4枚目「5 供与期間の延長方針」の内容	1行目は開示。 2行目から4行目までは不開示。
	4枚目【参考】の表の下	開示
	5枚目～8枚目	開示

備考 公文書の件名の欄は、平成26年6月23日付け26原第128号による公文書一部開示決定通知書別紙（開示対象文書一覧）の表中に記載されている番号、文書の内容、文書種別及び年月日を記載している。

別表 2

公文書の件名	実施機関不開示部分
【No. 1】被災者支援に関する資源エネ庁、厚労省との打合せ（復命書）（平成25年2月21日）	2枚目及び3枚目
【No. 2】厚労省担当官来庁打合せ記録（平成25年5月8日）（対応記録）	1枚目
【No. 3】借上住宅の住み替えに関する打合せ記録（対応記録）（平成25年5月24日）	1枚目
【No. 4】借上住宅の住み替えに係る厚労省との協議記録（対応記録）（平成25年6月21日）	1枚目
【No. 5】借上住宅の住み替えに係る厚労省との打合せ記録（復命書）（平成25年7月8日）	2枚目及び3枚目
【No. 6】応急仮設住宅供与期間延長に関する内閣府との協議（対応記録及び関係資料）（平成25年7月11日）	1枚目（表）下から11行目～13行目及び1枚目（裏）3行目～7行目及び11行目
【No. 8】応急仮設住宅の住み替え対応に係る復興庁との打合せ記録（復命書）（平成25年11月1日）	2枚目
【No. 9】応急仮設住宅の住み替え対応に係る復興副大臣との面会記録（復命書）（平成25年11月12日付け）	2枚目
【No. 10】応急仮設住宅の住み替え対応に係る復興副大臣との協議記録（対応記録）（平成25年11月18日）	1枚目

【No. 11】 応急仮設住宅の住み替え対応に係る内閣府との協議記録（復命書）（平成25年11月27日）	2 枚目
【No. 12】 県内自主避難者、住み替えに関する内閣府との協議（復命書）（平成26年1月14日）	2 枚目
【No. 13】 県内自主避難者の応急仮設住宅供与に係る内閣府との協議（復命書）（平成26年2月7日）	2 枚目
【No. 14】 応急仮設住宅供与期間延長に関する内閣府との協議（復命書）（平成26年4月11日）	2 枚目の内閣府発言要旨の7 番目
【No. 15】 応急仮設住宅供与期間延長に関する内閣府との協議（復命書）（平成26年4月24日）	2 枚目の内閣府発言要旨の3 番目
【No. 16】 応急仮設住宅供与期間延長に関する内閣府との協議（復命書）（平成26年5月9日）	2 枚目の内閣府発言要旨の2 番目と4 番目
【No. 17】 応急仮設住宅供与期間延長に関する内閣府との協議（発議書及び関係資料）（平成26年5月12日）	3 枚目の1 (2) の表の下3 行

備 考 公文書の件名の欄は、平成26年6月23日付け26原第128号による公文書一部開示決定通知書別紙（開示対象文書一覧）の表中に記載されている番号、文書の内容、文書種別及び年月日を記載している。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年10月 1日	・ 諮問書受付
平成26年10月 6日	・ 実施機関に一部開示決定理由説明書の提出を要求
平成26年11月 4日	・ 実施機関が一部開示決定理由説明書を提出
平成26年11月 7日	・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成26年12月 3日	・ 異議申立人が一部開示決定理由説明書に対する意見書を提出
平成28年 1月 8日 (第239回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 審議
平成28年 3月 2日 (第241回審査会)	・ 実施機関から一部開示決定理由に対する意見を聴取 ・ 審議
平成28年 4月12日 (第242回審査会)	・ 審議
平成28年 5月20日 (第243回審査会)	・ 審議
平成28年 6月17日 (第244回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿（平成28年8月2日現在）

（五十音順）

氏 名	現 職 等	備 考
五十嵐まりい	国際交流団体 代表	
垣見 隆禎	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
丹野 豊子	行政書士会 会長	
千葉 和彦	弁護士	会長職務代理者